

三育学院大学
Do For Others（看護学部特待生特別）奨学金 要項

「Do For Others 奨学金（看護学部特待生特別）奨学金」は三育学院の理念に賛同する篤志家の拠金により、三育学院大学のキリスト教教育に基づく理念「全人的看護」に共感し、行動規範である”Do For Others”を身につけ、本学に学ぶことを強く希望する生徒のうち、成績優秀な生徒に対し、本学への進学を支援しリーダーシップを備えた看護職者を育成することを趣旨とする奨学金制度です。

- 申請資格： 以下の要件を満たしている者。
11月に実施される総合型選抜特別、指定校推薦、キリスト者等推薦第Ⅰ期、公募制推薦第Ⅰ期の出願者で本奨学金を取得することを希望し、特待生選抜試験を申込み、受験する者。
- 採用人数： 若干名
- 支給額： 年間の授業料相当額を4年間にわたり支給します。※毎年度継続審査があります。
- 申請書類： 各区分（総合型選抜特別、指定校推薦、キリスト者等推薦、公募制推薦）必要書類に加え、以下の書類
①看護学部特待生特別奨学金申請書
②事前レポート
・テーマ「将来（10年後）どのような看護職者でありたいか、そのために、これから努力したいこと」
- 選考： 申請書類、事前レポート、個人面接、特待生選抜試験の成績により、総合的に選考します。
- 注意事項： ①本奨学金の申請・選考は入学試験の合否に全く影響しません。
②本奨学生に採用の場合「三育学院奨学金」を申請することはできません。
③本奨学金に採用されなかった場合、看護学部特待生奨学金対象者として選考を行います。
- 奨学金の継続： ①本奨学金は、毎年度、成績等による継続審査を行います。成績が一定の基準を満たさない場合、および本奨学生としてふさわしくない行動があった場合は、奨学金の支給を停止することがあります。
②退学、停学または除籍となった場合、本奨学金の受給資格を失い、当該年度の奨学金の全額を返還していただきます。
③奨学生が休学する場合は、休学期間中奨学金を休止します。

三育学院大学

Do for Others（看護学部特待生特別）奨学金 申請書

三育学院大学学長 殿

私は、三育学院大学のキリスト教教育に基づく理念「全人的看護」に共感し、その行動規範である”Do for Others”を身につけ、三育学院大学に学ぶことを強く希望いたします。三育学院大学入学後は、与えられた学びの場を精一杯取り組み、学生生活を含めた環境において学生リーダーとして全うしたく、当奨学金の受給を希望し申請いたします。

また、以下の注意事項各項目を理解し、同意いたします。

受験番号 ※本学記入	
氏 名	

注意事項：

- ①本奨学金の申請・選考は入学試験の合否に全く影響しません。
- ②本奨学生に採用の場合「三育学院奨学金」を申請することはできません。
- ③本奨学金に採用されなかった場合、看護学部特待生奨学金対象者として選考を行います。

奨学金の継続：

- ①本奨学金は、毎年度、成績等による継続審査を行います。成績が一定の基準を満たさない場合、および本奨学生としてふさわしくない行動があった場合は、奨学金の支給を停止することがあります。
- ②退学、停学または除籍となった場合、本奨学金の受給資格を失い、当該年度の奨学金の全額を返還していただきます。
- ③奨学生が休学する場合は、休学期間中奨学金を休止します。